

平成30年3月5日
国土交通省四国地方整備局
徳島

『第3回 那賀川総合土砂管理検討協議会』を開催します ～総合土砂管理に向けた取り組み「中間とりまとめ（案）」について協議～

本協議会は、那賀川総合土砂管理^{※1}計画の策定に向けて、那賀川流域の関係機関で構成し、平成28年2月26日に発足しました。その後は、本協議会行政部会及び那賀川総合土砂管理技術検討会により、総合土砂管理に係る現状と課題やモニタリング手法について、検討を重ねてきたところです。

この度、「第3回 那賀川総合土砂管理検討協議会」を下記のとおり開催し、現状と課題、モニタリング実施内容からなる「中間とりまとめ（案）」について協議することとしたのでお知らせします。

記

- 開催日時：平成30年度3月9日（金） 13:30～15:00
- 開催場所：阿南市役所 2階 202・203・204会議室（別紙1参照）
- 議事等：別紙2、3参照
- その他：会議は公開で開催し、一般傍聴の方の席を20席用意します。受付は先着順とし、満席になり次第受付を終了します。取材や傍聴に関する詳細は別紙4、5参照

※1「総合土砂管理」とは、山地から流出した土砂が河川を流下し、海岸に到達するまでの全体の過程を視野に入れ土砂移動の実態を捉えた上で、土砂に起因する災害、治水・利水への影響、環境への影響等の課題について、総合的な対策・管理を実施していくことです。

本施策は、四国圏広域地方計画の広報プロジェクト「No.1 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト」の取り組みに該当します。

【問い合わせ先】

国土交通省 四国地方整備局

電話：087-851-8061

河川部 河川計画課 課長補佐

なかつか こう
中塚 光（内線 3617）

那賀川河川事務所

電話：0884-22-6461

副所長

やすなが かずお
安永 一夫（内線 204）

◎ 調査課長

かじもと やすし
梶本 泰司（内線 351）

徳島県 県土整備部 河川整備課

電話：088-621-2636

流域水管理推進室 室長補佐

あいだ はるみ
相田 晴美

◎ 主たる問合せ先

第 3 回 那賀川総合土砂管理検討協議会 会場案内図

阿南市役所 2階 202・203・204会議室



お車でお越しの場合：地下駐車場をご利用ください。

●地下駐車場 80台(高さ2.1mまで 総重量4tまで) 利用時間(平日 8:00~18:00)
 《ご注意ください》東駐車場は工事のため、地下駐車場をご利用頂きますようお願いいたします。
 正面玄関前および富岡雨水ポンプ場前からは車両の進入はできません。



第3回 那賀川総合土砂管理検討協議会

開催日時：平成30年3月9日(金)
13:30～15:00

開催場所：阿南市役所
2階 202・203・204 会議室

【議事次第】(案)

1. 開会
2. 開会挨拶
3. 「全国フィールドシンポジウムin阿南」の開催報告
4. 議事
 - (1) 規約の改定について
 - (2) 総合土砂管理計画策定に向けた検討経緯
 - (3) 那賀川の総合土砂管理に向けた取り組み（中間とりまとめ）
 - (4) 今後の予定について
 - (5) その他
5. 閉会

那賀川総合土砂管理検討協議会 会員

- 会長 国土交通省 四国地方整備局 那賀川河川事務所所長
- 国土交通省 四国地方整備局 河川部 河川調査官
- 農林水産省 林野庁 四国森林管理局 徳島森林管理署 地域林政調整官
- 徳島県 農林水産部 水産振興課長
- 徳島県 農林水産部 農林水産基盤整備局 生産基盤課長
- 徳島県 農林水産部 農林水産基盤整備局 森林整備課長
- 徳島県 県土整備部 河川整備課長
- 徳島県 県土整備部 砂防防災課長
- 徳島県 県土整備部 運輸政策課長
- 徳島県 企業局 事業推進課 土木整備室長
- 阿南市 副市長
- 那賀町 副町長
- 四国電力株式会社 電力輸送本部 水力部 土木グループリーダー
- 四国電力株式会社 徳島支店 電力部 土木建築課長

「那賀川総合土砂管理検討協議会」

報道関係者への御願い

(取 材)

- 1) 協議会を取材しようとする者は、会場に入室する前に受付において「報道関係者受付簿」に必要事項を記入し、「報道」と記載されたプレートを着用して下さい。
- 2) 報道関係者は、会場内において次の事項を遵守して下さい。
 - ① 報道関係者の方はあらかじめ用意された席で取材願います。
 - ② ビデオ・カメラ等の撮影位置は、所定の範囲を定めますので、その範囲内からの撮影にご協力をお願いします。
- 3) 会長は、報道関係者が前項に掲げる事項を遵守しない時は、報道関係者を退場させることがあります。会長が退場を指示した時は、速やかに退場して下さい。

(公開・公表)

- 4) 協議会の公開・資料公表等の取り扱いについては、以下のとおりお願いします。
 - ① 今後の具体的な事業実施に係る事項等が含まれる場合、報道内容にご配慮をお願いします。
 - ② 今後の具体的な事業実施に係る事項等が含まれる場合、会員と報道関係者の資料は異なる場合があります。

「那賀川総合土砂管理検討協議会」

傍聴者への御願い

(趣 旨)

この要領は、那賀川総合土砂管理検討協議会（以下「協議会」という。）の議事を円滑に進めるため、傍聴に関し必要な事項を定めたものです。

(傍 聴)

- 1) 協議会を傍聴しようとする者は、会場に入室する前に受付において「傍聴者受付簿」に必要事項を記入し、「傍聴」と記載されたプレートを着用して下さい。
- 2) 傍聴者席については、一定数（20席）確保しておりますが、傍聴希望者が多数の場合は、先着順により制限させていただきますのでご了承下さい。
- 3) 協議会の円滑な進行のため、傍聴者は会場内において次の事項を遵守して下さい。
 - ① 協議会における言論への批判、可否の表明、拍手などをしないこと。
 - ② 発言、私語、談論などをしないこと。
 - ③ 許可なく写真やビデオ撮影、録音などをしないこと。
 - ④ 協議会中、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに切り替え、使用しないこと。
 - ⑤ 前号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱したり議事の妨害となるような行為を行わないこと。
- 4) 会長は、傍聴者が前項に掲げる事項を遵守しない時は、傍聴者を退場させることがあります。
- 5) 会長が退場を指示した時は、速やかに退場して下さい。
- 6) 今後の具体的な事業実施に係る事項等が含まれる場合、会員と傍聴者の資料は異なる場合があります。
- 7) 以上のほか、傍聴者は事務局の指示に従って下さい。